

令和2年3月定例議会 議案概要		担当課	総務課	種別	条例
議案番号	議案第10号	議案名	会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について		
目的	会計年度任用職員制度の導入に伴い、関係条例の改正・廃止を一括して行うもの。				
内容	<p>1 概要</p> <p>令和2年4月1日より導入される会計年度任用職員制度に関連する下記条例の改正及び廃止を一括して行うもの。</p> <p>(1) 琴浦町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正</p> <p>サービスの宣誓については、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第31条及び町条例の規定に基づき、任命権者又は上級公務員の面前での宣誓書への署名を行う必要があるが、会計年度任用職員においては毎年度同様の手続きが必要なため、その手続きを他の方法で行える様にするもの。</p> <p>(2) 琴浦町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正</p> <p>会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例が制定されたことに伴い、特殊勤務手当に関する条例を改正、会計年度任用職員への特殊勤務手当支給の根拠を明確化するもの。</p> <p>(3) 琴浦町職員の旅費に関する条例の一部改正</p> <p>旅費条例においてパートタイム会計年度任用職員を対象外とすることを明記するもの。(パートタイム会計年度任用職員には費用弁償を支給)</p> <p>(4) 琴浦町公民館条例の一部改正</p> <p>会計年度任用職員については、任用期間は任命権者が定める様になっているため、琴浦町公民館条例上の任期を削除するもの。</p> <p>(5) 琴浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正</p> <p>パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当の支給割合表記について、正職員と同様の表記に改めるもの。</p> <p>(6) 関係条例の廃止</p> <p>ア 琴浦町交通安全指導員条例</p> <p>イ 琴浦町臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例</p>				
補足事項	施行日 令和2年4月1日				